参議院議員候補者・政党への公開質問結果

～連続立体交差事業の仕組みの見直しを検討する声が多数～

７月１１日に第２２回参議院議員総選挙が行われました。選挙に先立ち、「まもれシモキタ！行政訴訟の会」「Ｓａｖｅ ｔｈｅ 下北沢」「下北沢商業者協議会」の３団体は、東京選挙区の立候補者・比例候補者、さらに各政党にアンケートを行いました。

結果、民主党・社民党・共産党・みんなの党所属の２４名の候補者から回答をいただきました。また、政党本部からは、民主党・自民党・共産党・社民党から回答を得ることができました。

先の衆議院議員選挙の時と同様に自民党の候補者からは回答を得られませんでしたが、今回初めて我々の公開質問に自民党本部から回答を得ることができました。今後も公開質問などに誠意ある回答をしていただきたいと思います。

そこで本通信ではアンケート結果の一部をご報告いたします。アンケート結果の全体は、www.shimokita-action.net で見ることができます。

今回、回答していただいた候補者、政党本部のほとんどが同意した設問がありました。それが、「連続立体交差事業の仕組みの検証、見直しの必要性」というものです（下図）。

連続立体交差事業とは

連続立体交差事業とは、踏切をなくすために、鉄道とクロスしている道路を地下化、もしくは高架化する事業を意味します。

ただし、この連続立体交差事業では、道路特定財源を利用して、新しい道路を整備することが事業の条件となっています。すなわち、連続立体交差事業とは、「踏切をなくすことで道路交通を円滑化させる」という目的だけでなく、「踏切をなくすついでに新しい道路を整備する」という目的がある道路事業なのです。こうした理由から、下北沢で長年問題となってきた「開かずの踏切」を解消するという事業に、補助５４号線という要らない道路事業がくっついてきているのです。

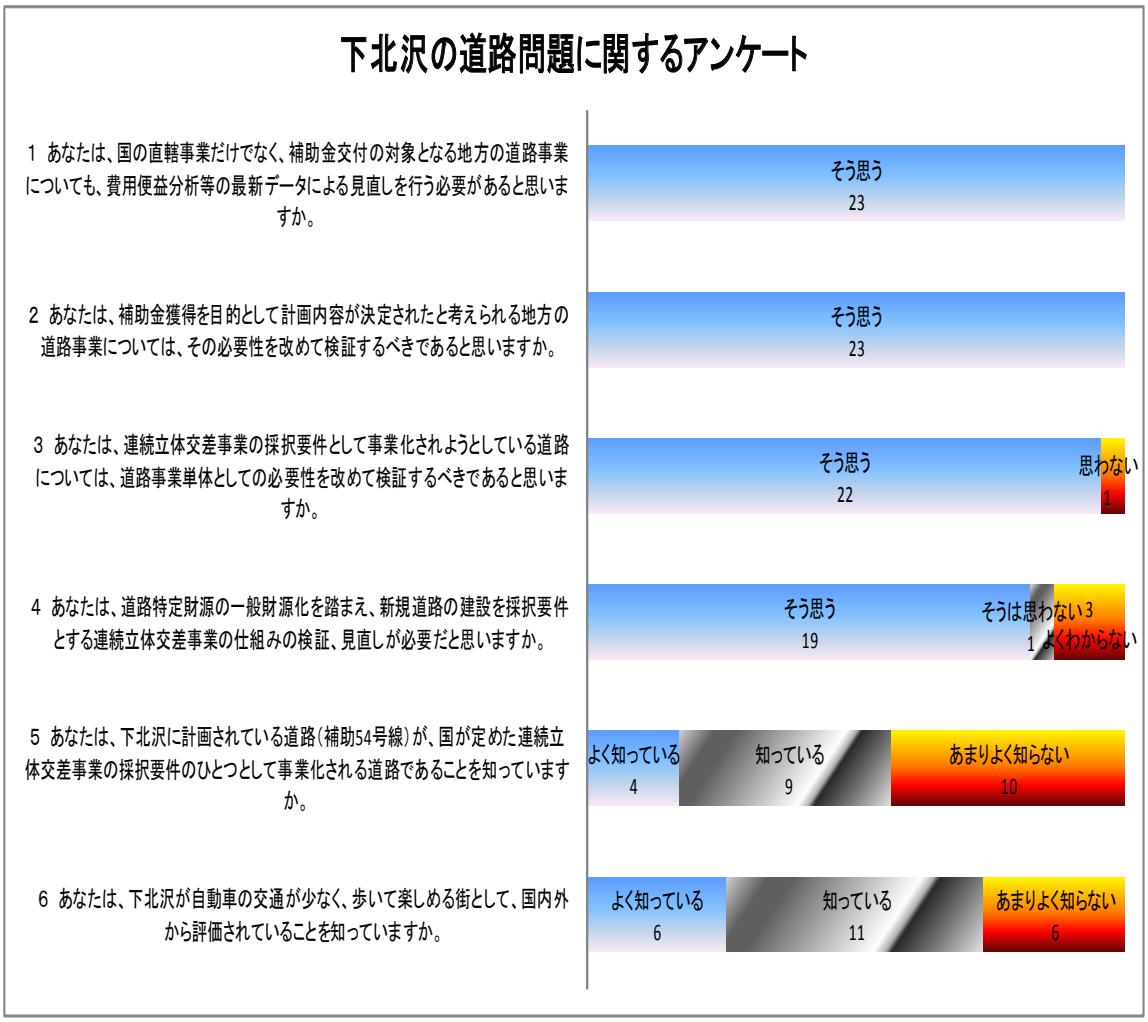

まもれシモキタ！通信

018

2010.08.10

まもれシモキタ！
行政訴訟の会

〒155-0031
世田谷区北沢 2-9-19
植松第一ビル 201
コモン法律事務所内

TEL: 03-5452-2015
FAX: 03-5452-2016
URL:
www.shimokita-action.net

目　次

1 参議院議員候補者・政党への公開質問結果
2 裁判レポート
3 SHIMOKITA VOICE 2010 のお知らせ

連続立体交差事業の仕組みを見直すべき

しかし、ご存じの方も多いとは思いますが、道路特定財源が昨年度から一般財源化されました。

すなわち、道路整備のためにしか使えなかったお金が他の目的にも使えるようになったのです。

こうした動きを考慮して、新しい道路を整備するというこれまでの条件を見直すべきです。

今回の参議院議員候補者もそのほとんどが連続立体交差事業の見直しに賛成しています。

たとえば、当選を果たした民主党の加藤敏幸氏は見直しに同意し、コメント欄で「連続立体交差事業そのものの問題点は、小田急問題と指摘されており、国レベルとしては、鉄道の改良投資のあり方について、財政面、環境面で再検討すべきと考えます。」と明言しています。

民主党・共産党・社民党も見直すべきと主張

また、民主党・共産党・社民党といった党本部からも、同様の回答が得られました（下図・質問１）。

与党である民主党の回答を抜粋しますと、「ご指摘のように、道路特定財源は一般財源化された点もふまえれば、従来にもまして、関連の事業について、そのあり方について厳しく精査していくことは当然と考える。」と明言しています。

共産党、社民党もそれぞれ「必要な立体交差事業を単独で計画、実施するために、同事業の制度の見直しを是非、行うべきです。」「今回の道路特定財源の一般財源化を踏まえ、新規道路建設などを必須の要件として行ってきた連続立体交差事業自体の仕組みを検証し、見直していくことに賛成です。」と見直しに向けた姿勢を見せています。今後の活動に期待したいところです。

残念ながら自民党からは連続立体交差事業の見直しについての直接的な言及はありませんでした。「下北沢の持つ街の魅力、下北沢を愛する住民の皆様のお気持ち、駅周辺地域の安全と安心、利便性の向上を十分に鑑みつつ、未来に資する社会資本整備のあり方を検討してまいります」という回答がありましたが、連続立体交差事業の条件である補助５４号線の必要性、弊害を十分に考えていただきたいところです。

すなわち、下北沢は四方を幹線道路に囲まれ道路網が整備された地域で、道路整備が緊急に行われなければならない地域ではありません。また、補助５４号線が整備されることで、街の雰囲気の破壊、中小規模の店舗の立ち退き、高層ビルの乱立、自動車の街への流入増加といった事態が生じることが懸念されます。こうした点から、事業の見直しは必須であると考えます。

		質問概要		
		①道路特定財源の一般財源化を機に、新規道路建設を採択要件として行われてきた連続立体交差事業の仕組みを検証し、同事業の採択要件から新規道路建設を外す等、制度の見直しを行う必要があると考えられますが、貴党の見解をお聞かせください。	②補助54号線等の道路計画については、一旦凍結し、道路事業単体としての必要性があるかどうかを検証する必要があると考えますが、貴党の見解をお聞かせください。	連続立体交差事業の関連事業とされており、補助金の獲得を目的として計画されたと考えられる事業については、事業化を一旦凍結し、改めて事業の必要性を検証した上で、事業規模を見直すべきであると考えますが、貴党の見解をお聞かせください。
回答概要	民主党	ご指摘のように、道路特定財源は一般財源化された点もふまえれば、従来にもまして、関連の事業について、そのあり方について厳しく精査していくことは当然と考える。	道路事業を含む公共事業については、事業評価の厳格な実施、事業の構想、計画、実施、管理の段階における住民を含めた多様な主体の参画などの取り組みを進めているところ。	連続立体交差事業さらには関連事業に関して、できる限りの軽量化あるいはコスト縮減といった形で取り組みが行われるように努めていく。
	自民党	下北沢の持つ街の魅力、下北沢を愛する住民の皆様のお気持ち、駅周辺地域の安全と安心、利便性の向上を十分に鑑みつつ、未来に資する社会資本整備のあり方を検討してまいります。		
	共産党	必要な立体交差事業を単独で計画、実施するために、同事業の制度の見直しを是非、行うべきです。	小田急線について住民の多くは踏切の解消を願っていますが、補助54号線など大型道路の新設については「住環境が破壊される」などとして反対・見直しを求めています。日本共産党は、「まちづくりの主人公は住民」の立場から、引き続き、計画の凍結・見直しを強く求めていきます。	下北沢の駅前広場の場合、行政は広い駅前広場へと誘導してきましたが、住民から様々な対案が提起されるなど、住民合意が得られているとはいえません。日本共産党は、事業をいったん凍結し、住民参加で見直すよう、引き続き強く要求していきます。
	社民党	今回の道路特定財源の一般財源化を踏まえ、新規道路建設などを必須の要件として行ってきた連続立体交差事業自体の仕組みを検証し、見直していくことに賛成です。クルマは通れないが自動車と歩行者が通れる地下道を造るという選択もあってしかるべきです。	短い帯のような幅広い道路は、下北沢を分断し、高層ビル建設を可能にする仕掛けにほかなりません。幅26メートルもの補助幹線道路54号線について、事業家を一旦凍結し、道路事業単体として必要性・合理性を検証すべきだと考えています。	駅前ロータリーや高層再開発といった連続立体交差事業の関連事業についても、一旦事業を凍結し、立ち止まって改めて検証を行い、事業規模や内容を見直すべきだと考えます。
		＊質問と回答の全文はhttp://www.shimokita-action.net/に掲載済み		

裁判レポート

裁判長交代、異例な人事に対し、真摯な弁論更新

5月26日（水）、下北沢道路事業認可取消等訴訟の第17回口頭弁論が東京地裁103号大法廷で行われました。

今回の口頭弁論で、裁判長が岩井裁判官から川神裁判官へと交代しました。シモキタ裁判が2006年9月に始まってから、三人目の裁判長となります。

弁護団は、裁判長の交代を受けて、これまでの口頭弁論で行ってきた通常の一時間を越えて、一時間半に及ぶ「弁論の更新」を行い、新裁判長に対し、改めてこれまでの主張を弁論しました。

弁論の更新とは？

民事訴訟法は、事件を担当する裁判官が代わった場合、事件の当事者はこれまで行われてきた弁論の結果を陳述しなければならないと定めています。

これを弁論の更新といい、裁判の諸原則の一つである直接主義（判決を書く裁判官が、弁論の聴取や証人尋問などを自ら行うこと）の要請により、裁判手続上重要な手続きとされています。

しかし、裁判実務においては、当事者の主張は書面を通じて行われ、裁判官の面前で弁論をすることはほとんどありません。

そこで、通常は弁論の更新は、裁判官が「弁論の更新をします」と述べて、当事者がそれを確認すれば、弁論の結果が陳述されたこととなり、一分もかからずに終了します。

本事件における弁論の更新の重要性

私たちは、過去16回の口頭弁論では毎回準備書面を提出し、主張を展開してきました。しかし、今回はあえて準備書面を提出せずに、弁論の更新に集中しました。

そして、今回の口頭弁論において、弁護団は従来の「形式的な」弁論の更新とは異なり、一時間半かけて実際にこれまでの弁論のポイントや、審理の中で問題となってきた様々な事項について、新裁判長に対し直接口頭で弁論を行いました。

裁判傍聴に来られた方はご存知のように、これまでもシモキタ裁判の中で弁護団は書面だけに頼ることなく、直接口頭で主張を行ってきました。これは、裁判官により明確に主張を理解してもらうためであり、傍聴に来ている方々に私たちの主張を理解してもらうためでもあります。

このような弁護団の考えから、これまで足かけ4年にわたり行ってきた私たちの主張を整理した上で、新裁判長に対し改めて弁論を行うことは、重要な意義があるものといえます。

運輸省への出向経験者が裁判長に

また、新裁判長の川神裁判官は、今年の4月に東京地裁行政部の裁判長になる以前は最高裁判所の行政担当の上席調査官という役職にあり、また、平成2年から平成4年までの2年間、本件の連続立体交差事業と直接関係するセクションである運輸省の地域交通局の交通計画補佐官の仕事を行っていたという経歴を有しています。

川神裁判官の裁判長就任は、最高裁の上席調査官という地位にあった者が東京地裁の裁判長としていわば「下りてくる」ものであり、これまでの最高裁判所の人事慣行としては、異例ともいえ、弁護団は弁論の更新に際してその経緯を問い質しました。

「運輸省にいたから公正な判断ができない」ということは一概には言えませんが、運輸省への出向経験者が本件裁判の裁判長になるということには、一方の当事者の肩を持つのではないかという不安を抱かせる点で疑問も残ります。

＜弁論更新の概要＞

○本件計画が、下北沢の特質を無視した都市計画であること、再開発を誘導するためという不当な目的を有すること、道路計画自体にも様々な不合理な点があること、さらに、計画決定に至る手続に違法があるという主張（石本弁護士）

○本件計画において、具体的な必要性が明らかにされておらず、またこれにより得られる利益と失われる利益との比較衡量の視点がないこと、さらに、戦災復興計画におけ　る緑地計画が廃止されたにも関わらず道路計画の見直しがないのは旧都市計画法の趣　旨に反するという主張（宮村弁護士）

○連続立体交差事業、補助54号線事業、区画街路10号線事業は、それぞれが一つのプロジェクトの不可欠な部分を担っており実態として一個の事業であること、そして、 それぞれの事業の違法性が別の事業の違法性に影響を及ぼすという主張（武内弁護士）

○本件における静岡県浜松市の連続立体交差事業に関する平成20年の最高裁判決の影響について、小田急連続立体交差事業に関する平成17年の最高裁大法廷判決が環状六号線の拡幅に関する平成11年最高裁判決の判例変更した部分について、本件計画に文化の欠落があることが決定的な欠陥であるという主張（斉藤弁護士）

８月 28 日（土）TALK　EVENT
時間：14 時～ 18 時　会場：アレイホール　入場料：1000 円（予約不要）
出演者：**きむらけん**（北沢川文化遺産保存の会）・**佐高信**（週間金曜日編集委員・評論家）・**立川談四楼**（落語家）・**田中優子**（法政大学社会学教授）・**平松昭子**（イラストレーター）・**松尾貴史・もりばやしみほ**（ミュージシャン）・**和気優**（農民カフェ）・**服部圭郎**（明治学院大学准教授）
パフォーマンス－**東方力丸**（漫読家）

８月 29 日（日）　LIVE　EVENT
開場：16 時　開演：16 時 30 分
会場：GARDEN　入場料：前売り 3500 円 / 当日 4000 円
出演者：**Les cocottes・TWO-STRUMMER・KIRIHITO・立川志の輔・リリーフランキー＋上田禎・黒田征太郎＋中村達也＋田中泯**

ライブチケット（8 月 29 日）予約
●チケットぴあ　TEL：0570-02-9999　P コード：111-678
● e+（イープラス）　http://eplus.jp/
●ローソンチケット TEL：0570-084-003　L コード：73181
●ビグトリィ　TEL：03-3419-6261　E-mail：bigtory@mba.ocn.ne.jp

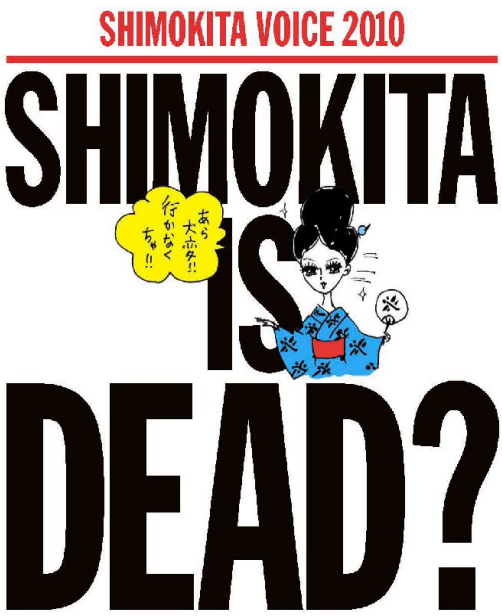

開催迫る！！

わたしたち“まもれシモキタ！行政訴訟の会”は、“下北沢商業者協議会”“Save the 下北沢”との共催で、８月２８・２９日に、シモキタ問題をテーマにした複合イヴェント“SHIMOKITA VOICE 2010”を開催します。

初日はアレイホールで二部構成のトーク・イヴェント。シモキタ訴訟弁護団の石本伸晃弁護士の司会により、下北沢の文化的なルーツを見つめ直すところから、街を分断する道路計画と様相を一変させる再開発計画が、大型テナント化と家賃急騰を呼び、個人店の経営を圧迫する現状までを検証します。

パネラーにはきむらけん（北沢川文化遺産保存の会）、佐高信（『週刊金曜日』編集委員・評論家）、立川談四楼（落語家）など、さまざまな分野で活躍中の顔ぶれを予定していますが、さらに「道路整備事業の大罪」（洋泉社新書）の著者でもある明治学院大学の服部圭郎准教授にも、新たに参加していただけることになりました。

二日目は shimokitaza wa GARDEN でのライヴ・イヴェント。シモキタ訴訟の原告でもあるミュージシャンのもりばやしみほが２０１０年１月に結成した Les cocottes（レ・ココット）、落語家の立川志の輔による下北沢ものがたり。そしてイラストレーターの黒田征太郎＋ドラマーの中村達也＋舞踊家の田中泯によるセッションなど、下北沢ならではの異種混合による文化的な生成変化の現場をお見せします。こぞってご来場ください！

サポーター募集とカンパのお願い

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」では、この訴訟をバックアップして下さるサポーターを募集しています。サポーターの方々には１口 5,000 円／年 (複数口歓迎) のご負担と支援をお願いしています。「まもれシモキタ！通信」をはじめ、勉強会・シンポジウムなどのイベント情報、裁判の進行状況や活動状況について郵送・メールにてお伝えします。★カンパのみの応援も大歓迎しています（郵便口座 00120-2-594289 まもれシモキタ！行政訴訟の会まで）。

サポーター参加と運営費のカンパ協力をお願いします

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」サポーター担当：堀江照彦
TEL&FAX: 03-3467-6936　E-MAIL: HorieTeru@aol.com
住所：〒 155-0031 世田谷区北沢 4-14-17

第１８回　口頭弁論のお知らせ

日時：９月１７日 (金)　１５：３０～
場所：東京地方裁判所　１０３号大法廷
交通：東京メトロ丸の内線日比谷駅
　　千代田線　霞ヶ関駅　A1 出口から徒歩 1 分
　　有楽町線　桜田門駅　5 番出口から徒歩 5 分

大法廷を傍聴人で一杯にし、この訴訟への関心の高さを裁判官にアピールすることが重要です。皆様、是非ご参加下さい。法廷終了後に、弁護士会館で裁判の内容について弁護団から解説を受けるとともに、質疑応答・意見交換も行います。

裁判の経緯・過去の裁判資料はウェブで公開しています↓
http://www.shimokita-action.net/archive/

（編集後記）訴訟の会では、今年も「SHIMOKITA VOICE」に参加します。シモキタ問題に興味のある方はどなたでもお気軽にご参加下さい。私も去年は参加できませんでしたが、今年は参加したいと思います（片平）。